

**令和2年度いばらきの魅力発信事業【旅に関するオンラインイベントの開催】
実施業務委託の公募に関する説明書**

令和3年1月14日に公告した標記事業委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 業務の内容等

(1) 業務名

令和2年度いばらきの魅力発信事業【旅に関するオンラインイベントの開催】実施業務

(2) 事業の目的

首都圏在住のアクティブで旅好きな女性をターゲットとして、オンラインを活用した旅行イベントを開催し、効果的な観光PRを行い、コロナ収束後の来訪を促す。併せて、本県の電源地域(※)を主とした観光資源等について女子の興味・関心度をマーケティングし、観光資源等を磨き上げ、新たな客層の誘客促進を図る。

なお、本事業は「電源地域産業育成支援補助金」を活用した観光産業育成支援のための事業である。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(5) 見積限度額

3,464,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 企画提案書の提出について

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第 1 号）
- ② 資格要件に関する申立書（様式第 2 号）
- ③ 企画書（任意）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	ターゲット層に応じた提案に関する考え方
	効果的なマーケティング項目の提案に関する考え方
	その他 事業の企画・立案に関する考え方
3 実施体制（職員の配置や体制の考え方、スケジュール）	
4 同種業務の実績	

- ④ 見積書
- ⑤ 会社概要

(2) 提出部数

①、②、④及び⑤については、1部提出すること。

③については、1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出すること。（※クリアカバー等は取り付けないこと）

(3) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和3年1月26日（火）午後4時（必着）
- ② 提出先 茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
T E L 029-301-3622 F A X 029-301-3629
- ③ 提出方法 持参又は郵送

4 審査方法及び評価項目等

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、以下の評価項目により審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

企画提案内容を審査するための評価項目

①理解度	業務の目的、内容について十分理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④事業遂行体制	作業工程に対する体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

(2) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約締結を行う。なお、採用案については、必要に応じて修正等を行う場合がある。

(3) その他

- ① 提出された企画書等は返却しない。
- ② 企画書の作成にかかる費用はすべて事業者の負担とする。

5 説明書の内容に関する質問

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、簡易なものを除き、質問書（様式第3号）を令和3年1月19日（火）午後3時までに、担当部局へFAXにて提出してください。

なお、FAXにより質問を提出したときは、電話で送付確認をしてください。

質問受付期限 令和3年1月19日（火）午前3時（必着）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、茨城県観光物産課ホームページ上で公開します。

質問に対する回答公開日 令和3年1月21日（木）午後4時（予定）

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和3年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(営業戦略部観光物産課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

令和2年度いばらきの魅力発信事業【旅に関するオンラインイベントの開催】実施業務事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第 2 号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 3 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(営業戦略部観光物産課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

茨城県が実施する令和 2 年度いばらきの魅力発信事業【旅に関するオンラインイベントの開催】実施業務委託の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格がある、または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

茨城県営業戦略部観光物産課宣伝誘客担当

担当：小松崎智樹

TEL 029-301-3622

FAX 029-301-3629

質 問 書

	業 務 名	令和2年度いばらきの魅力発信事業 【旅に関するオンラインイベントの開催】実施業務
質 問 者	所 属	
	氏 名	
	連絡先 (電話・FAX・e-mail)	
質 問 内 容		